

改正

昭和54年3月29日条例第13号

昭和61年12月25日条例第37号

昭和62年12月25日条例第48号

平成5年7月16日条例第17号

平成12年3月31日条例第49号

平成13年3月30日条例第20号

平成15年3月31日条例第18号

平成17年12月27日条例第73号

平成19年3月30日条例第21号

平成19年11月30日条例第55号

平成22年3月29日条例第20号

平成25年3月30日条例第44号

平成27年3月31日条例第25号

平成30年3月30日条例第43号

平成30年9月25日条例第58号

平成31年3月29日条例第19号

令和3年3月31日条例第15号

建築基準法施行条例をここに公布する。

建築基準法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害危険区域（第3条—第4条）

第3章 建築物の敷地及び構造（第5条—第9条）

第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加（第10条—第22条の3）

第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加（第23条—第28条）

第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限（第29条）

第6章の2 手数料（第29条の2—第29条の16）

第7章 雑則（第30条—第30条の3）

第8章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条、第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限並びに建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域内における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 災害危険区域

（災害危険区域の指定）

第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）は、次の各号に掲げる区域とする。

（1）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

（2）前号に定める区域のほか、急傾斜地の崩壊、地すべり等による危険の著しい区域のうち知事が指定する区域

2 知事は、前項第2号の災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項第2号の災害危険区域を指定するときは、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 第1項第2号の災害危険区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

（調査のための立入り）

第3条の2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条第1項第2号の災害危険区域の指定又は当該指定の廃止に関し、調査のため必要があるときは、他人の占有する土地又は建築物に

立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地又は建築物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(標識の設置)

第3条の3 知事は、規則で定めるところにより、災害危険区域内に災害危険区域である旨を表示する標識を設置しなければならない。

(災害危険区域内の建築制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

第3章 建築物の敷地及び構造

(崖に近接する建築物)

第5条 建築物を高さ2メートルを超える崖に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を崖の上に建築しようとする場合においては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。

3 前2項の規定は、建築物の用途、規模、構造、擁壁、崖等の状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。

(居室の床の高さ及び防湿方法)

第6条 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によつて腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。

(1) 床の高さは、直下の地面からその床の上面まで50センチメートル以上とすること。

(2) 外壁の床下部分には、壁の長さ5メートル以下ごとに、面積500平方センチメートル以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をすること。

(しろあり等による害を防ぐための措置)

第7条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造部分で地面から1メートル

ル以内の部分には、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありその他虫による害のおそれがない場合は、この限りでない。

第8条 階数が2以上で延べ面積が500平方メートルを超える木造の建築物の構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐい、壁、床板及び屋根板を除く。）は、しろありによる害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありによる害のおそれがない場合においては、この限りでない。

第9条 削除

第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加

（病院等のボイラー室の構造）

第10条 病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物に存するボイラー室（当該建築物に附属するものを含み、発熱量の合計が70キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （1） 主要構造部を耐火構造とするか又は不燃材料（第3号に掲げる場合を除く。）で造ること。
- （2） 外壁の開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
- （3） 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

（劇場等の屋外への出口）

第11条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口（以下この条において「出口」という。）は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- （1） 出口の数は、3以上とすること。
- （2） 出口の幅の合計は、客席の床面積が最大の階における客席の床面積100平方メートルにつき2.5メートル（主要構造部が耐火構造の場合にあつては、1.5メートル）の割合で計算した数値以上とすること。
- （3） 主要な出口の幅の合計は、前号の出口の幅の合計の2分の1以上とすること。
- （4） 主要な出口の幅は、1.4メートル以上、その他の出口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- （5） 主要な出口は道に、その他の出口は道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員2メートル以上の通路に面すること。

(劇場等の直通階段)

第12条 劇場等の避難階又は地上に通ずる各階における直通階段の幅の合計は、その直上階以上の階のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積100平方メートルにつき2.5メートル（主要構造部が耐火構造の場合にあつては、1.5メートル）の割合で計算した数値以上とし、かつ、その2分の1以上を主要な出口付近に通じさせなければならない。

(劇場等の避難階段等)

第13条 4階以上の階を劇場等の主階の用途に供する建築物にあつては、当該主階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを政令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

(劇場等の廊下)

第14条 劇場等（客席の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び耐火建築物であつて、その客席の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のものを除く。）の各階における廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の床面積の合計	幅（単位メートル）
100平方メートルを超え、200平方メートル以下の場合	1.5
200平方メートルを超える場合	2.0

2 前項の劇場等の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 通路、階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずること。
- (2) 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、8パーセント（有効なすべり止めを設けた場合は、10パーセント）以下とすること。

(劇場等の客席からの出口)

第15条 第11条第1号から第4号までの規定は、劇場等の客席からの出口（当該出口が第11条の屋外への出口であるものを除く。）について準用する。この場合において、同条中「出口」とあるのは「各階における出口」と、同条第2号中「客席の床面積が最大の階における客席の床面積」とあるのは「各階ごとにその階の客席の床面積」と読み替えるものとする。

2 前項の出口は、劇場等の屋外への出口、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は廊下に通じさせなければならない。

(劇場等の段床の構造)

第16条 劇場等の客席に段床を設ける場合は、各段の床幅は80センチメートル以上とし、その高さ

は50センチメートル以下としなければならない。

- 2 前項の劇場等の段床の高さが3メートルを超えるものにあつては、高さ3メートル以内ごとに廊下又は階段に通ずる横通路を設けなければならない。

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第17条 劇場等(客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)の舞台の用途に供する部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、準耐火構造とした隔壁を設けなければならない。

- 2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けなければならない。

(劇場等の制限の緩和)

第17条の2 劇場等の用途に供する建築物で、知事はその用途又は規模により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、第11条から前条までの規定による制限を緩和することができる。

(マーケット等の通路)

第18条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員2.5メートル(各構えが向き合っていない場合においては1.5メートル)以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。ただし、各階における各構えの床面積の合計が500平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。

(共同住宅等の内装)

第19条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。次条において「木造の共同住宅等」という。)は、政令第128条の5で定める場合を除き、直下階の天井又は階段(階段裏に限る。)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしなければならない。

(共同住宅等の出入口)

第20条 木造の共同住宅等の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、階数が2以下で延べ面積が300平方メートル以下の木造の共同住宅等であつて、その主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けた場合においては、この限りでない。

(自動車車庫等の構造)

第21条 建築物の一部を自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)又は自

自動車修理工場（以下この条において「自動車車庫等」という。）の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に2以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号に定める構造としなければならない。

（自動車修理工場の防火区画）

第22条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、政令第112条第18項で定める場合を除き、当該用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

（階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外）

第22条の2 政令第129条第2項に定める階避難安全性能を有する建築物の階については、第14条第1項、第15条第1項、第17条及び第18条の規定は適用しない。

（全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外）

第22条の3 政令第129条の2第3項に定める全館避難安全性能を有する建築物については、第11条第2号から第4号まで、第12条、第13条、第14条第1項、第15条第1項、第17条及び第18条の規定は適用しない。

第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加

（適用区域）

第23条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第23条の2 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対するこの章の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

（建築物の敷地と道路との関係）

第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第1号に規定する空地、同項第2号に規定する公共の用に供する道又は同項第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その

建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のものの敷地は、第26条で定める場合を除き、道路に4メートル以上接しなければならない。

- (1) 学校及び体育館
 - (2) 病院及び診療所
 - (3) 劇場等
 - (4) 展示場、百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗
 - (5) 卸売市場
 - (6) ダンスホール、遊技場及びキャバレー
 - (7) 公衆浴場
 - (8) 旅館、ホテル及び下宿
 - (9) 共同住宅及び寄宿舎
 - (10) 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第27条において同じ。）
 - (11) 自動車車庫及び自動車修理工場
- （百貨店等の敷地等と道路との関係）

第25条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積が1,500平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積100平方メートルにつき1.2メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが6メートル未満である場合は6メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

2 百貨店等の主要な出入口には、前項に規定する数値の2分の1以上道路に接する奥行2メートル以上の空地を設けなければならない。

3 前項の空地内には、主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ3メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる。

（劇場等の敷地等と道路との関係）

第26条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	幅員（単位メートル）
200平方メートル以下の場合	4.0

200平方メートルを超え、600平方メートル以下の場合	6.0
600平方メートルを超える場合	8.0

2 劇場等の主要な出入口には、前項の道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	幅	奥行（単位メートル）
200平方メートル以下の場合	第11条第2号の規定により計算した数値に相当する数値	1.5
200平方メートルを超え、600平方メートル以下の場合		2.0
600平方メートルを超える場合		3.0

（倉庫等の出入口と道路との関係）

第27条 倉庫、自動車車庫（床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）及び自動車修理工場（以下「倉庫等」という。）の敷地の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に接して設けてはならない。ただし、知事が交通上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- （1） 幅員6メートル未満の道路
- （2） 交差点若しくは曲がり角から5メートル以内又は急坂の道路
- （3） 横断歩道、安全地帯、橋、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路

2 前項の出入口には、奥行2メートル以上で、倉庫等の出入口の幅以上、かつ、前面道路の通行の見通しができる空地を設けなければならない。

（準用）

第28条 第24条第1項ただし書の規定は、同条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の敷地等について準用する。

2 第25条第3項の規定は、第26条第2項及び第27条第2項の空地について準用する。

第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限

（対象区域等の指定）

第29条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、法別表第4の2の項及び3の項の区域について日影時間の測定を行う水平面の平均地盤面からの高さとして同表（は）欄に掲げる高さのうちから指定するものは、次の表の中欄に掲げるものとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4（に）欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄

に掲げる号とする。

対象区域	法別表第4（は）欄の高さ	法別表第4（に）欄の号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の全域		(三)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域	4メートル	(三)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域	4メートル	(二)

第6章の2 手数料

(確認申請手数料等)

第29条の2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする者 確認申請手数料
- (2) 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請をしようとする者 構造計算適合性判定申請手数料
- (3) 法第7条第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者 完了検査申請手数料
- (4) 法第7条の3第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者 中間検査申請手数料
(確認申請手数料の額)

第29条の3 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替若しくは用途の変更に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第1の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第1の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第29条の4 構造計算適合性判定申請手数料の額は、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計について別表第2の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定めるとおりとする。

(完了検査申請手数料の額)

第29条の5 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第3の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第3の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

(中間検査申請手数料の額)

第29条の6 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第4の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第4の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

(計画通知手数料等)

第29条の7 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

- (1) 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者 計画通知手数料
- (2) 法第18条第4項の規定による計画の通知をし、構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定通知手数料
- (3) 法第18条第16項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了の通知をしようとする者 完了検査通知手数料
- (4) 法第18条第19項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者 中間検査通知手数料

(計画通知手数料の額)

第29条の8 計画通知手数料の額については、第29条の3の規定を準用する。この場合において、第29条の3の見出し中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、同条第1項中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第2項の規定による計画の通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条の8において読み替えて準用される前項」と、「第6条第1項の規定による確認の申請」とあるのは「第18条第2項の規定による計画の通知」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、別表第1中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と読み替えるものとする。

(構造計算適合性判定通知手数料の額)

第29条の9 構造計算適合性判定通知手数料の額については、第29条の4の規定を準用する。この場合において、第29条の4の見出し中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、同条中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、「第6条の3第1項」とあるのは「第18条第4項」と、別表第2中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と読み替えるものとする。

(完了検査通知手数料の額)

第29条の10 完了検査通知手数料の額については、第29条の5の規定を準用する。この場合において、第29条の5の見出し中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、同条第1項中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第16項の規定による完了の通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条の10において読み替えて準用される前項」と、「第7条第1項の規定による検査の申請」とあるのは「第18条第16項の規定による完了の通知」と、「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、別表第3中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、「第7条の3第1項」とあるのは「第18条第20項」と読み替えるものとする。

(中間検査通知手数料の額)

第29条の11 中間検査通知手数料の額については、第29条の6の規定を準用する。この場合において、第29条の6の見出し中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、同条第1項中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第19項の規定による通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条の11において読み替えて準用される前項」と、「第7条の3第1項の規定による検査の申請」とあるのは

「第18条第19項の規定による通知」と、「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、別表第4中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

(建築物等の許可等に関する申請手数料)

第29条の12 別表第5の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として1件につき同表の右欄に定める額を納付しなければならない。

(手数料の納付時期)

第29条の13 手数料は、確認等を申請する際又は計画等を通知する際に納めなければならない。

(手数料の減免)

第29条の14 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第29条の15 既に納められた手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第29条の16 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第7章 雑則

(仮設建築物等に対する適用の除外)

第30条 次に掲げる建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。

- (1) 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は仮設建築物
- (2) 法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等
- (3) 法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物

(事務処理の特例)

第30条の2 この条例に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、同表の右欄に掲げる市が処理することとする。

事務	市
1 第17条の2の規定による認定に関する事務	那覇市 宜野湾市 浦添市

- | | |
|--|----------|
| 2 第24条第1項ただし書（第28条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定に関する事務 | 沖縄市 うるま市 |
| 3 第27条第1項ただし書の規定による認定に関する事務 | |

（規則への委任）

第30条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第31条 第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条から第8条まで、第10条から第17条まで、第18条から第22条まで、第24条、第25条第1項若しくは第2項、第26条又は第27条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第4条の規定により条例としての効力を有する建築安全規則（1957年規則第51号）は、廃止する。

附 則（昭和54年3月29日条例第13号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月25日条例第37号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年12月25日条例第48号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年7月16日条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、改正後の建築基準法施行条例第29条の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行条例第29条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成12年3月31日条例第49号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第73号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日条例第21号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日〔平成19年6月20日〕から施行する。ただし、第24条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月30日条例第55号）

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の29の項及び30の項から32の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、この条例の施行の日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月30日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第14条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第30条の 2 の表左欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第30条の 2 の表右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における建築基準法施行条例の適用については、当該市の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に建築基準法施行条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第30条の 2 の表右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における建築基準法施行条例の適用については、当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年 3 月31日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理し、又は通知を受けたものから適用し、この条例の施行の日前に申請を受理し、又は通知を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日条例第43号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月25日 条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、この条例の施行の前日に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第21条、第22条、第24条及び第30条の改正規定（同条第3号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、この条例の施行の前日に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月31日 条例第15号）

この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第19条、第22条から第22条の 3 まで及び別表第 5 の49の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第29条の 3、第29条の 8 関係）

1 建築物の確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	1 件につき7,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき20,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき48,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき311,000円

50,000平方メートルを超えるもの	1件につき531,000円
--------------------	---------------

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合（2から4までに掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき11,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合（4に掲げる場合を除く。）	1基につき6,000円
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合（4に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき7,000円
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき4,000円

3 工作物の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 築造する場合（2に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき11,000円
2 確認を受けた計画の変更をして築造する場合	1の工作物につき6,000円

別表第2（第29条の4、第29条の9関係）

構造計算適合性判定申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	認定プログラムによる場合	認定プログラムによる場合 以外の場合
200平方メートル以内のもの	1棟につき89,000円	1棟につき120,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき107,000円	1棟につき157,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき125,000円	1棟につき194,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき162,000円	1棟につき268,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき181,000円	1棟につき309,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき236,000円	1棟につき419,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき420,000円	1棟につき790,000円

備考

- 1 床面積の合計とは、構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計とする。
- 2 認定プログラムによる場合とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめられた建築物の場合とする。
- 3 構造計算適合性判定申請手数料の額は、1棟ごとに床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。ただし、一の建築物であつても構造上別棟となる場合は、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。

別表第3（第29条の5、第29条の10関係）

1 建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
--------	-------

	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
30平方メートル以内のもの	1 件につき 14,000 円	1 件につき 13,000 円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき 17,000 円	1 件につき 16,000 円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 23,000 円	1 件につき 22,000 円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 32,000 円	1 件につき 30,000 円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 53,000 円	1 件につき 52,000 円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 74,000 円	1 件につき 69,000 円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 178,000 円	1 件につき 161,000 円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 260,000 円	1 件につき 252,000 円
50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	1 件につき

	き 455,000 円	き 445,000 円
--	----------------	----------------

備考

- 1 中間検査とは、法第7条の3第1項の規定による検査をいう。
- 2 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の完了検査申請手数料

区分	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
1 設置した場合（2に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき16,000円	1の建築設備につき14,000円
2 小荷物専用昇降機を設置した場合	1基につき10,000円	1基につき10,000円

備考 中間検査とは、法第87条の4又は第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定による検査をいう。

3 工作物の完了検査申請手数料

区分	手数料の額
築造した場合	1の工作物につき12,000円

別表第4（第29条の6、第29条の11関係）

1 建築物の中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	1件につき13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき22,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき49,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき66,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき147,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき222,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1件につき407,000円

2 建築設備の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合（2に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき16,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき12,000円

3 工作物の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
築造する場合	1の工作物につき13,000円

別表第5（第29条の12関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
1の2 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
2 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定	道路内における建築認定申	27,000円

の申請に対する審査	請手数料	
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
7 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の特例の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等の特例許可申請手数料	180,000円
7の2 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例許可を受けた建築物の増築等の特例の許可（法第48条第16項第1号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査	用途地域等における特例許可建築物の増築等の特例許可申請手数料	120,000円
7の3 法第48条第1項から第7項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例の許可（法第48条第16項第2号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査	用途地域における騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例許可申請手数料	140,000円
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円
9 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定によ	建築物の容積率の特例許可	160,000円

る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	申請手数料	
10 法第53条第4項又は第5項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
11 法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（これらの規定を法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積に関する許可申請手数料	160,000円
13 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
14 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
15 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
16 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
17 法第57条の2第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	ア 敷地の数が2である場合 78,000円 イ 敷地の数

		が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
18 法第57条の3第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	6,400円に指定した敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
19 法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
20 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
21 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
22 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円

22の2 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
22の3 法第60条の2の2第1項第2号の規定による建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料	160,000円
22の4 法第60条の3第1項第3号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	160,000円
23 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
24 法第67条第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率等の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
25 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
26 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
27 法第68条の3第1項の規定による建築物の容積	再開発等促進地区等内にお	27,000円

率、同条第2項の規定による建築物の建蔽率、同条第3項の規定による建築物の高さ又は同条第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	ける建築物の容積率、建蔽率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
28 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進地区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
29 法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
29の2 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
30 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
31 法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
32 法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例認	27,000円

	定申請手数料	
33 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
34 法第85条第5項の規定による仮設興行場等又は仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円
34の2 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
35 法第86条第1項の規定による一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36 法第86条第2項の規定による一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合

		78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条第3項の規定による広い空を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
38 法第86条第4項の規定による広い空を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の	広い空を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物	ア 建築物（既存建築物を除く。イにお

<p>許可の申請に対する審査</p>	<p>を前提とした建築物の特例 許可申請手数料</p>	<p>いて同じ。)の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>39 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円</p>

		を乗じて得た額を加算した額
40 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
41 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物に関する許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料	ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円

		イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
42 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
43 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
44 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
45 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更認定申請手	27,000円

	数料	
46 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
47 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
48 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による興行場等としての使用許可申請手数料	120,000円
49 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による特別興行場等としての使用許可申請手数料	160,000円